平成２３年（フ）第７２４号
熊本市萩原町９番８号　コーポ萩原203号室
債務者　坂口　直樹
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４３号
宮崎県日南市飫肥２丁目５番30号
債務者　神﨑　英二
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第５４２号
鹿児島県鹿児島市坂元町20番17号
債務者　小磯　里織
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５４３号
鹿児島県鹿児島市真砂町74番４号　丸進ビル307号
債務者　市来なつき
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５５５号
鹿児島県鹿児島市平川町487番地２
債務者　北薗フミ子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
岩手県花巻市豊沢町６番36号
債務者　古舘　尚洋
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１２０号
岩手県北上市藤沢19地割106番地４　雇用促進住宅北常盤台宿舎１―206号、前住所岩手県北上市常盤台３丁目14番26号　エステートサワフジ01―201号
債務者　山口　　勲
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１２２号
岩手県花巻市高木第７地割112番地３、前住所岩手県花巻市湯口字洗沢62番地46
債務者　関　　博英
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１９１号
茨城県稲敷郡河内町生板2574番地１
債務者　髙野シズヱ
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
茨城県龍ケ崎市城ノ内４丁目12番地２　ボヌールリベルテＢ201、前住所茨城県取手市桜が丘１丁目30番10号
債務者　辰巳　　潔
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
茨城県龍ケ崎市松ケ丘１丁目３番地18
債務者　山口　　恵
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０６号
茨城県取手市井野団地２番９―504号
債務者　小髙　　潔
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８９２号
大阪市浪速区桜川３丁目５番６号　アークハイム川島703号
債務者　高岡　裕之
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８７９号
大阪府八尾市田井中１丁目27番地　事業団宿舎６―105号
債務者　廣瀬恵里香
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１０５号
大阪府高槻市玉川２丁目37番405号
債務者　杉本　敏美
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２３９号
大阪府八尾市太田３丁目199番地
債務者　竹田　晃久
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２６２号
大阪府茨木市三島丘２丁目30番１―501号
債務者　大西　律子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部